

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：新発田市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.0%
全職員	74.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	97.9%
本庁係長相当職	100.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.5%
31～35年	99.9%
26～30年	94.3%
21～25年	92.2%
16～20年	92.5%
11～15年	92.9%
6～10年	92.2%
1～5年	91.9%

【説明欄】

- ・算定にあたっては、週の勤務時間の定めのない代替パート職員は対象外としている。
- ・短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員については、正規の勤務時間で働く職員との均衡を図るため、個々の勤務時間数に応じて人数比率の換算を行っている。
- ・県費職員（割愛採用）の勤務年数については、前職を含んだ勤務時間数として算出している。
- ・2. (1)「本庁部局長・次長相当職」の区分には女性職員がいないため差異は公表していない。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女比がほぼ5:5であるのに対し、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は2:8である。また、男女の各職員総数に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合は男性が24.4%、女性が55.3%であり、男女の給与の差異に影響している。
- ・扶養手当、住居手当の総支給額に対する男女比は男性の方が高く、給与の差異に影響している。
- ・定年延長制度により給与月額が60歳前の7割水準となっている職員が男性に多いことから、「本庁係長相当職」、「36年以上」、「31～35年」の層は、女性の給与が男性の給与を上回るかほぼ同数となっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	33.8%

【説明欄】

- ・ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は前年度から 0.5 上昇した。
- ・ 能力や意欲のある女性職員の積極的な登用を行った。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	23.9%
本庁課長補佐相当職	38.9%
本庁係長相当職	33.1%

【説明欄】

- ・ 「本庁部局長・次長相当職」の区分に該当職員はいない。
- ・ 「本庁課長相当職」に占める女性職員の割合は前年度から 1.0 上昇している。
- ・ 「本庁課長補佐相当職」に占める女性職員の割合は前年度と同率である。
- ・ 「本庁係長相当職」に占める女性職員の割合は前年度から 0.5 低下している。
- ・ 女性職員を多様な職務分野へ配置し、男女で偏りがないう配置した。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	87.5%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	14.3%	0%	—%	25.0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—%	0%
2週間以上1月以下	42.9%	0%	—%	0%
1月超3月以下	0%	0%	—%	0%
3月超6月以下	42.9%	0%	—%	25.0%
6月超9月以下	0%	0%	—%	25.0%
9月超12月以下	0%	10.0%	—%	25.0%
12月超24月以下	0%	80.0%	—%	%
24月超	0%	10.0%	—%	%

【説明欄】

- ・女性の育児休業取得率は常勤職員・会計年度任用職員のどちらも100%であった。
- ・男性の育児休業取得率は常勤職員で187.5%、会計年度任用職員は該当者がいなかった。
- ・子育てハンドブック・イクメンハンドブックを庁内LANに掲載し、各種制度の積極的な利用を促し、職員が利用しやすい環境を整えている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9.8時間／月
内部部局等以外	4.7時間／月

【説明欄】

- ・「内部部局等以外」は、支所や公民館等の施設の管理運営を本来業務とする職員が多いため、「内部部局等」と比較して時間数が少ない。
- ・時間数には、各職員の本来業務に係る時間数のほか、選挙・除雪・災害対応等の時期的又は突発的な勤務に係る時間数を含む。
- ・時間外勤務の縮減にあたっては、各所属長へのマネジメントの徹底のほか、毎週水曜日をノー残業デーに設定するなどして全庁を挙げた取組を推進している。

【参考】男女別の時間数 男性：10.1時間／月 女性：6.6時間／月